

(注) 申請部数 2部 A4サイズで提出する場合は、両面印刷してください

### 農地法第5条の規定による許可申請書 (記載例)

(注) 行政書士による代理申請の場合に記入

令和元年5月10日

(宛先) 岡崎市農業委員会会長

事務所 岡崎市十王町2丁目9番地  
申請代理人 行政書士 行政 孝 郎  
電話番号 0564-23-6196

譲受人 岡崎 次 郎  
(連絡先 0564-00-0000)  
譲渡人 岡崎 太 郎  
(連絡先 0564-00-0000)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1. 申請当事者の氏名、住所、年齢	当事者の別	氏 名	住 所		年 齢	備 考			
	譲 受 人	岡 崎 次 郎	岡 崎 市	1 丁 目 2 番 1 0 号					
譲 渡 人	岡 崎 太 郎	岡 崎 市	町 字 1 0 番 2						
	以下余白								
2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、および耕作者の氏名	土地の所在	地番	地 目		面 積	耕作者の氏 名	所有者の氏 名	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別	備 考
			登記簿	現況					
	岡崎市 町字	5	畑	畑	450 m <sup>2</sup>	岡崎太郎	同 左	市街化調整区域	
	以下余白								
		必ず記入する。				登記事項証明書により記載する。			
計 450 m <sup>2</sup> (田 - m <sup>2</sup> 畑 450 m <sup>2</sup> 採草放牧地 - m <sup>2</sup> )									

3. 転用計画	(1) 転用の目的	用途 分家住宅	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細 現在借家で生活しているが、子供2人が成長してきたため狭くなったので、父親の土地に分家住宅を建築する..... <b>(注)なるべく詳細に記入する。</b>													
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和年 12月 1 日から 永 年間									<b>(注)許可見込み日より後とする</b>					
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期 (着工令和元年6月1日~ 令和元年11月30日まで)					第2期 (着工 年 月 日~ 年 月 日まで)					合 計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積	備考	名称	棟数	建築面積	所要面積	備考	棟数	建築面積	所要面積	備考
		土地造成	/	/	/	m <sup>2</sup> 450		/	/	/	m <sup>2</sup>		/	/	m <sup>2</sup> 450	
		建築物	住宅 倉庫	1 1	104.85 15.15	m <sup>2</sup> 350 75							1 1	104.85 15.15	m <sup>2</sup> 350 75	
		小 計		2	120.00	450							2	120.00	450	
		工作物	/										/			
小 計																
計		2	120.00	450							2	120.00	450			
4. 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別				権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他	建蔽率 26.6% (利用率)							
	使用貸借権	設定 移転				令和元年6月	20年	-								

<p>5. 資金調達についての計画</p>	<p>総事業費 (内訳)</p> <p>土地造成費 400千円 (造成見積額、整地のみ)</p> <p>建築費 21,000千円 付帯工事費 1,500千円 (フェンス等外構工事費)</p> <p>その他雑費 500千円</p> <p>合計 23,400千円</p>	<p>調達方法 (内訳)</p> <p>自己資金 5,000千円 (銀行 支店普通預金)</p> <p>借入金 18,400千円 (銀行 支店より融資予定)</p> <p>合計 23,400千円</p>
<p>6. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要</p>	<p>土地造成は整地のみで、汚水等排水は、浄化槽により処理し雨水と共に東側道路側溝へ排水する。 隣接の北と西側農地には雨水等が流れ込まないように対処する。(取排水系統図を添付) 建築物は二階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないよう対処する。 抵当権者には連絡し、支障ない旨確認済み。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。</p>	
<p>7. その他参考となるべき事項</p>	<p>都市計画法第43条第○項○該当 令和 年 月 日 申請 農振法農用地区域除外 令和 年 月 日 同意 (事前協議済)</p> <p>(隣接農地土地所有者等に転用計画の内容が説明されている旨を記載する。) (土地改良区の該当の有無について記載する。)</p>	

## 記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載する。
- (3) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (4) 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分する。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条の第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口もしくはハのいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。